

多摩社会人テニス協会OL団体戦試合実施規則

1994年1月15日 制定

2003年8月15日 全部改正施行

2005年1月29日 一部改正施行

2006年3月19日 一部改正施行

2011年1月20日 一部改正施行

2018年3月17日 一部改正施行

2022年3月12日 全部改正施行

2025年3月8日 一部改正施行

本規則は、秩序正しい試合、スムーズな日程進行、何にも増して参加するプレーヤー全てが、「素晴らしいテニスの出来る環境作りに寄与する」ことを目的として制定する。本規則以外の、競技ルールは日本テニス協会規則集「テニスルールブック」最新版による。

第1条「部」の構成と再編成

1、参加チームを試合実績により順位付けし、16チームずつに分け、各々を「部」と呼ぶ。

これを上位より順にOL1部、OL2部、OL3部・・・と称する。

但し、チーム総数により最下層の部は16チーム以上または未満編成となる場合がある。

2、「部」は大会終了毎に、試合実績により、「部」内の半数の入れ替えを行って再編成する。

入れ替えは、第1部を除く各部の上位4チームが昇部し、最下位の部を除く各部の下位4チームが降部する。

但し、退会・チーム減少等でByeのチームが発生した場合は抽選で昇格させ16チームにする。

3、新規加入チームは、最下位の「部」に入部する。

第2条 開催時期、試合形式

春季（3～7月）及び秋季（8～12月）の2大会を開催する。

大会中の詳細日程は、各季大会実行委員会が、毎年定める。

試合形式は、各「部」毎の部内トーナメント方式とする。

第3条 大会実行委員会

当年度の総会に於いて、協会役員の中より各季大会の実行委員長及び委員を選出する。

委員会は、次の事を行う。

ア) 委員長は、委員会及び担当大会を総括する。

イ) 大会中の各「部」担当委員を互選し、各部内の連絡と試合日程の管理を行う。

ウ) 抽選によりドロー表を作成し、各団体に配付する。又、大会終了後その結果を報告する。

エ) 試合日程（各ステージの日程）を決定する。

オ) 試合用ボールを指定する。

カ) 決勝大会の運営と、各部の優勝、準優勝チームの表彰式典を行う。

キ) その他、大会運営に関する諸規程を作成する。

第4条 コート、試合日、試合ボール

コート及び試合日は、試合毎に対戦チーム間で話し合いを行って定める。

コート費用、試合ボール（ボール6個）の負担についても、対戦チーム間で話し合いを行って定める。

第5条 試合構成及び試合方法

1、出場資格は、当年度の協会会員登録を行った者とする。

2、試合は、一日開催が望ましいが、できない場合は両チーム協議の上で複数開催も認める。但しこれによる期間延長は認めない。

3、試合は3ダブルスとし、最小6名となり、最少の6名が揃わないチームは不戦負となる。

4、試合開始前にオーダーを交換し、その全員がコートに揃っていることを原則とする。

但し、事前に双方が話し合いで了解している場合は、一部の遅刻を認める。

5、オーダーの組み方は、実力の上位より、D1、D2、D3とする。

試合順序は、原則としてD3、D2、D1とする。

試合は1セットマッチ（6ゲームオール時 7ポイントタイブレーク）を原則とするが、天候他の条件により、試合前に双方の話し合いで了解している場合はその決定内容とする。

6、審判は、セルフジャッジを原則とするが、双方からチェアアンパイアー、ラインズマン等を公平に出し合って、行っても良い。

7、試合の実施、中断、続行、中止等の判定はコート提供チーム（第三者コートの場合はトスにて決定）が行うものとする。

8、自然条件（天候、日没等）により、試合続行不能となった場合は、既に勝敗の定まったマッチは有効とし、残りの試合については再試合とする。

但し、残り試合の選手構成は未出場選手での再オーダーを可とする。

第6条 ローカル ルール

試合中のいわゆる「けいれん」による試合中断は、一回に限り最長3分間を認める。

第7条 例外事項の処理方法

各部の試合は、大会実行委員会の決定した期間中に終了することを原則とするが、大会後に、出来るだけ「後味の悪さ」を残さない為に、下記の事項を取り決める。

ア) 試合予定日が日程の最終日で、天候の都合で試合が消化できなかった時は、トスで勝敗を決する。
トスの具体的実施方法については、双方の話し合いにより決定する。

イ) チーム間の連絡、話し合いの不徹底（双方の勘違いを含む）等、何らかの原因で、期限までに試合が消化出来なかった時は、トスで勝敗を決定する。

ウ) 規定外の事例が発生したときは、全て各「部」担当委員又は、大会委員長の判定に委ねる。
この場合、判定に対し不服の申し立ては出来ない。

第8条 規則の改訂

本規則の改廃は、各団体からの申し出により、理事会で妥当と認められた時に行い、その旨を直ちに、総会で審議し全加入団体に周知徹底する。